

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「法」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」に改める。

第6条第2項ただし書中「法30条の8第4項」を「法第30条の8第4項」に改める。

第12条第4項中「及び施行規則第15条第1項の規定による届出」及び「及び施行規則第28条の12第1項の規定による届出」を削る。

第17条第2項及び第18条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第20条第3項第2号中「は25日」の次に「とする。」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 施行規則第58条第4号に掲げる事由のあった教育・保育給付認定子どもの場合 当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じた当該月の利用者負担額に、当該月の開所日数（当該事由により保育の提供がなされなかった日を除くものとし、25日を超える場合は25日とする。）を乗じたものを25で除する方法

第22条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、減額すべき額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を減額する。

第22条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第5項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第6項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第20条第3項及び第22条第5項の規定は、令和4年8月1日から適用する。